

競争入札関係者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会

会長 佐次田 朗

入 札 公 告

「多機能電話機等購入・設置工事」

公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「当協会」という。）会計規程第25条により、一般競争入札（以下、「入札」という。）を次のとおり行います。

記

1. 機器の条件

- (1) 当協会に設置する業務用 多機能電話機であること。
- (2) 上記(1)に設置した電話機にかかってきた電話を外出先の職員へ転送する機能、及び、外出先から発信する際に、当協会の電話番号から発信できる機能を有し、通話音声クリアであること。
※外出先の職員への転送や、外出先からの発信は個人が所有するスマートフォンを想定しているが、当協会の電話番号から発信する費用は当協会の負担となるよう設定すること。

2. 入札に付する事項

- (1) 調達件名 ①業務用 多機能電話機 21機
 ②上記「1. 機器の条件」の設定を可能にするためのモバイル内線アダプター及びライセンス14台以上 等
- (2) 物品等仕様書 仕様書のとおり
- (3) 保守期間 導入日から5年間(60ヶ月)
- (4) 納品場所 公益社団法人沖縄県トラック協会（2階、4階、5階）
 沖縄県那覇市港町2丁目5番23号

(5)納品期日 令和5年5月末日まで

(6)入札方法

ア 入札は上記「2.(1)調達件名」の機器代金及び工事費等、通信が可能な設定及び上記「2.(3)保守期間」までを含む費用合計(税込)で行う。受注業者のミスにより発生した追加作業および、追加物品に関しては一切の追加費用を支払わない。

なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載することとする。

イ 入札書の様式は、本会で指定する。(様式第1号)

ウ 入札書には、入札日、所在地、入札者の商号または名称、代表者名、連絡先(電話番号)及び代理人氏名を記載のうえ社印を押印し、指定した入札・開札日時までに持参すること。

エ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え、または撤回は認めない。

3. 入札参加資格

次に掲げる全ての条件を満たす者

(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3)入札参加資格確認申請期日から本業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(4)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(5)次の各号に該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)

イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいる。

(6)沖縄県内に本社(店)を有する者であること。

(7)納品した機器にトラブルが発生した際に、速やかな対応が可能な者。

(8)4月27日(木)までに費用合計(税込)の見積書及び請求書の提出が可能である者。

(9)その他

4. 契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所

公益社団法人沖縄県トラック協会 2階

那覇市港町2丁目5番23号(九州沖縄トラック研修会館内)

TEL: 098-863-0280 fax: 098-863-3591

担当者 業務課課長 町田 貴宏 E-mail: machida@okitara.or.jp

5. 現場説明会

現場説明会は実施しない。

6. 入札の日時及び場所

(1)日時 令和5年4月24日(月)15:30

(2)場所 公益社団法人沖縄県トラック協会 2階会議室

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札条件違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

上記「1. 機器の条件」を満たした者の中から一般競争入札(最低価格落札方式)により決定する。(詳細は別途配布する「入札説明書」参照のこと。)当協会が指定した入札書(様式第1号)に記入した費用合計(税込)が最低価格である者。

10. 契約書作成の要否

要

11. その他

- (1) 詳細は、入札公告掲示期間において配布する入札説明書及び仕様書等による。
- (2) 撤去物品の取り扱いについて、既存電話交換備品一式は受注者の責任において撤去し、指定場所にリース返却を行うこと。返却場所および返却日については導入完了後追って相談とする。
- (3) 契約後、新たに必要となった事項については柔軟に対応すること。

以上